

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条
第一項の規定によつて、廿日市市から、広島圏都市計画土地地区画整理事業大野町中央地区土
地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、
同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写
しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山